

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成26年11月19日（水） 9：15～9：32

2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

#### <提案者>

北野 義幸 大阪府特区推進監

柳内 忠彦 大阪市特区担当課長

荒木 敏 大阪市都市計画課課長代理

#### <関係省庁>

平田 研 国土交通省道路局路政課長

横田 正文 国土交通省水管理・国土保全局水政課長

天河 宏文 国土交通省都市局まちづくり推進課長

白石 雅寛 国土交通省水管理・国土保全局水政課調査官

牛山 智弘 国土交通省道路局路政課道路利用調整室長

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### （議事次第）

1 開会

2 議事 エリアマネジメントの更なる推進（関西圏）

3 閉会

---

○藤原次長 早速始めさせていただきます。

戦略特区のワーキンググループということで、続きまして、エリアマネジメントの更なる推進についてです。9月の第2回目の関西圏の区域会議という中で、エリアマネジメントの更なる推進ということで、お手元に資料2-1ということ配らせていただいております。

ますけれども、二つの提案がございました。それにつきまして、既に国土交通省からの見解ということまでいただいておりますけれども、本日は両方で御意見を交換していただいて、特に右側に書いていますが、下のほうの項目につきましては、措置につき年内に結論ということですので、時間も限られていますので、これについての結論を得ていただくことにしたいと思います。

それでは、最初に大阪市から御説明をいただき、それについて国土交通省から見解を述べていただくことにしたいと思います。八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 早朝からお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、大阪市のほうから御説明をお願いいたします。

○荒木課長代理 大阪市においてエリアマネジメント支援を担当している荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、大阪駅の北側、うめきたと呼ばれる地区で民間団体が実施しているエリアマネジメントについて、お手元にお配りしているカラー横長の資料を基にご説明させていただきます。

既存の制度である都市再生特別措置法における規制緩和での特例道路占用により、歩道上にオープンカフェを設けており、今後は物販、マルシェ等を予定しております。

また、国家戦略に資するという大きな非日常的なイベント、パレード等につきましては、新たに設けていただいた国家戦略特別区域法の制度を活用し、二つの制度、施策を一体的に活用することにより、資料に青で示している区域で実施している日常的な活動と、赤で示している区域で実施している非日常的な活動をもってうめきた地区の拠点力を強め、国際的拠点としていくべきエリアマネジメント活動を展開しようとしているところです。

国家戦略特別区域法の制度につきましては、現在、区域会議の中で国家戦略道路占用事業を区域計画に盛り込むべく、警察、公安委員会等と調整しています。

一方で、大阪市の道路管理局とも協議しておりますが、道路管理に係る行政権について、すべてを団体にとすることはかなり難しいと認識しています。特に、民間が管理した場合、永続的な管理の担保がないことが課題となっており、道路管理権限を民間に移譲するというのは相当ハードルが高いということは認識しています。

本地区においては、放置自転車対策として警備員による巡回警備を実施していますが、民間では対策に限度があることから、例えば、今は道路管理者等にのみ認められている放置自転車の撤去などの道路管理に係る行政権の一部を民間に権限移譲することはできないかといったことが今回の提案内容です。

○八田座長 今の具体的な例として、自転車撤去というのは非常に分かりやすかったですけれども、他には特にはないですか。

○荒木課長代理 歩道を特例占用して活動している団体であることから、道路の附属施設になりますが、例えば並木としての街路樹などについて、本来の設置者である道路管理者の同意が前提となりますが、道路占用許可によるものではなく、権限を持ち、自ら設置で

きるようにするなど、長期的に御検討いただけないかと考えています。

○八田座長 並木を植えるといったら一過性ではないから、お花を生けるとかということですか。

○荒木課長代理 並木の設置は難しいと理解しています。

○八田座長 ということですがけれども、国土交通省のほうから御説明をお願いします。

○平田課長 国土交通省の道路局でございます。

今、お話をいただきました件につきまして、以前要望としていただいていたのが、占用許可などの行政権の行使を伴う事務の委託ということで、今、細かにお話をいただきまして、その主なものが自転車の撤去等であるということでもございました。おっしゃったとおり、行政権の付与ということになってしまいますと、どうしても道路管理全体の関係で、例えば、占用許可だけの話を切り出せるのかという話になってしまいますので、そのところは私どもも難しいと思っておりましたけれども、例えば、自転車の撤去云々ということになりますと、具体的に道路管理者なり、あるいは警察の色々な道路をめぐる権限の中で、どのように仕事を回していくかという話になると思いますので、例えば、道路管理者の世界ですと、そのところは委託の仕組み方をどうするかとか、その辺のところは色々な知恵の出しようというか、仕組み方は御相談できるのかと思っておりますので、そういう意味で申しますと、権限そのものの付与というものはなかなか難しいところがあるかと思っておりますけれども、例えば、道路管理者が持つ権限を前提にどういうエリアマネジメント団体との関係で委託のあり方等々を仕組んでいくのかというところについては、今、自転車の話は初めて伺いましたので、すべてお答えするわけにはいかないのですが、その辺のところは要相談かと考えております。

○八田座長 どうもありがとうございます。

大阪市のほうからは今の御説明に対して御意見ございますか。

○荒木課長代理 ありがとうございます。

大阪市では道路管理者が立会いの上、業務委託受注者が放置自転車の撤去を実施していますが、都市再生推進法人により放置自転車を撤去するといった内容での協議の余地があるということであれば、引き続き御相談に伺わせていただきます。

○原委員 すみません。今日のお話の位置付けがよく分かっていないのですけれども、9月24日の区域会議で規制改革提案で大阪市から出されている占用許可などの行政権の行使についての事務委託というものは取り下げられたということですか。

○荒木課長代理 9月の提案から国土交通省の見解も含め、大阪市内部で議論しており、年内等の短期スパンを期限とした提案ということであれば都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法により、無余地性の基準が緩和され、道路管理者の裁量により占用許可ができるとのことですので、占用許可を除く今回の提案でお願いしたいと考えています。

○原委員 ただ、今の規制緩和で自由度を持つてできるというのは、市ができるということですか。

○荒木課長代理 民間団体が道路占用許可を申請し、道路管理者である大阪市が道路占用許可書を交付することとなりますが、その基準を一定緩和していただいていることから、現時点ではたちまち活動が立ち行かなくなる状況ではないと、民間団体から聞いています。

○原委員 元々エリアマネジメント団体で一定の権限を持って活動できるようにということを要望されていて、私たちもこのエリアマネジメントの話というものはそういう議論を今後引き続き進めていく課題なのかと認識しておったのですけれども、そのあたりはよく考えてみたらあまりニーズはありませんでしたということなのですか。

○荒木課長代理 アメリカのBID制度をモデルとして、大阪市エリアマネジメント活動促進制度を創設しており、長期的には、アメリカのBID制度と同様に一定の範囲ではありますが民間団体に道路管理権限を移譲するといった方針は変わりありませんが、仮に年内に規制緩和いただいたとしても、民間団体が管理するまでには熟度が高まっていないと考えています。

○原委員 分かりました。すぐにやることと長期的な課題を分けて考えられるということですね。

あと、エリアマネジメント団体というのはどこがされているのでしょうか。

○荒木課長代理 うめきたでは、うめきたの開発事業者が出資した一般社団法人グランフロント大阪TMOが都市再生特別措置法による都市再生推進法人として活動しています。

○原委員 市の出資とかはないのですか。

○荒木課長代理 市は出資しておりません。

○原委員 純粋に民間団体と。

○荒木課長代理 そうです。

○八田座長 ちょっと派生的な話ですけれども、先ほどの横長の図で右側の展開②については戦略特区制度を利用してこういう大きなイベントができるようになったというのですが、普通にマラソンとかお祭りとかで道路をかなり広くパレードで使うということはありませんね。それは別に戦略特区と関係ないのではないのでしょうか。

○荒木課長代理 特例占用許可ではなく、通常の法の範疇で実施していると聞いています。

○八田座長 元々できるわけですね。

○荒木課長代理 道路法の基準により、道路管理者が判断していると考えます。

○八田座長 判断する主体は市ですか。

○荒木課長代理 大阪市内であれば、一部国道を除き道路管理者である大阪市ということになります。

○八田座長 例えばこの地区でお祭りをするとかしないとか、自分たちで判断したいと。要するに市に介在してもらいたくなくて、自分たちで事業者たちで何日にやってどうしようといったらさっと決めてしまう。そういう形を少なくとも東京でエリアマネジメントをやりたいという不動産会社の方たちは望んでいらっしゃると思うのです。それはもういいというのでしょうか。私はそれがこの国家戦略特区で目指すべきものかと思っていた

のです。

○荒木課長代理 イベントを実施する時期も含めて事業者側が主導的に決定できることは喜ばしいことではありますが、国家戦略に資するイベントについても事業者側が実施時期を示して車道の交通規制も含め、交通管理者と協議しています。

○八田座長 あまりそんなことを要求する必要はないということですね。

そうすると、結局今のところは自転車の撤去であると。でも、自転車の撤去に関しては国土交通省だけではなくて警察の関係することですか。

○平田課長 私どもだけではなくて色々なところが関係してくると思いますので、他の機関のことについて今日コメントするわけにはいきませんが、道路管理者サイドとしてどういった対応があり得るのかというところについては検討してみたいと思います。

○八田座長 そうすると、先ほどの原委員の御指摘のように、我々としては大阪市の要望を長期と短期に分けたと考えると、短期には前に言っておられたこと、我々が考えたことというのは一応棚に上げて、自転車のこととせいぜい花を生けたりすることに関する自由を与えてくれと。そういう要望で御検討いただきたい。長期のことは、また区域会議に案がまとまったら出していかれると考えてよろしいでしょうか。

○荒木課長代理 特に、放置自転車対策など日常的に実施することに絞った短期的な内容でご相談したいと考えています。

○八田座長 分かりました。

○藤原次長 すみません。申し訳ないですけども、例えば、内閣府として大阪市からそういうことも一切聞いていないのです。これは国家戦略特区で本当にやるべき話なのかということも含めて議論しないといけないと思っていまして、その程度の話であれば、特区でという議論ではないので、国土交通省も非常にお困りだと思うし、忙しい先生方のお時間をとっての議論をするために来ていただいているわけではないので、大阪市とも、また仕切り直しをさせていただければと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。